

## 相続対策 ワンポイント・レッスン ～保険嫌いの人に保険のおすすめ～ その2

シリーズで「相続対策 ワンポイント・レッスン」について、解説させていただいています。

第2回目のテーマは、「保険嫌いの人におすすめ 今支払っているのは「保険料」ではなく「相続税の分割前払い」です」と説明して、相続対策で保険の活用を勧めています。

生命保険料は死亡率などを基に算定しているため、仮に死亡率が上昇した場合、保険金の支払いの増加が予想され、保険会社は以前よりも保険料を高めを設定することが必要となります。このため、保険会社では死亡率の変化などに伴い、保険料の改定を行うことがあります。

保険料の算出の簡単な例として、期間1年の死亡保険（保険加入者が死亡した場合に保険金が支払われる保険）の保険料を第20回の完全生命表の死亡率を使って、18歳男性の死亡率0.00043（＝0.043％）を基に算出してみます（ただし、会社の経費などは考えないものとします。）。

18歳の死亡率の0.00043（＝0.043％）は、18歳に達した人が19歳に達しないで死亡する確率を表しています。

18歳男性の死亡率は0.00043となっており、例えば10万人に対して1年間に43人が亡くなりうるということが分かります。

ここで、保険加入者が10万人、死亡時に支払われる保険金が500万円の死亡保険を考える場合、必要な保険料は、

$$(\text{保険金}) \times (\text{想定される死亡者数}) = (\text{必要な保険料})$$

$$500 \text{ 万円} \times 43 \text{ 人} = 2 \text{ 億 } 1,500 \text{ 万円 となります。}$$

これを保険加入者（10万人）で割ると、保険加入者1人当たりの保険料は、

$$(\text{必要な保険料}) \div (\text{保険加入者}) = (\text{保険加入者1人当たりの保険料})$$

$$2 \text{ 億 } 1,500 \text{ 万円} \div 10 \text{ 万人} = 2,150 \text{ 円 となります。}$$

後日本人の平均寿命は一貫して延びてきていることから、死亡率は低下傾向にありました。そのため、昭和の後半以後は生命保険料は加入後徐々に引き下げられてきました。そのため、従前に加入していた生命保険は割高のものになり、乗り換えを勧められてきた経緯があります。

その場合、解約返戻金は支払保険料総額よりも少なく（加入期間中の保障の保険料が控除される）、そのため生命保険に加入して損ばかりしてきたという思いが高齢者にはあります。

そのことが、生命保険は損ばかりさせられるから嫌いだという高齢者も珍しくありません。

生命保険は相互扶助が基本であることから、生命保険に加入して「得」をするには、加入してすぐに死ぬことですが、誰もそのことを望む人はいません。

しかし、地主や中小企業のオーナーにとっては、「将来の相続税の納税をどうするのか？・・・」という問題は避けては通れません。土地を処分して換金することが困難で、物納にも適さない土地を所有している場合や、評価額の高い自社株を所有しているときには、相続人はたちまち納税資金に窮することとなります。

相続税の納税資金対策は、相続税の軽減対策により相続税額を引き下げることと、併せて生命保険などの利用により納税資金の増加を図るようすることが賢い選択です。

生命保険は、少ない保険料で大きな保険金を確保することができます。死亡保険金は、相続が発生して初めて支給されるものですから、その受取人は確実に保険金を相続税の納税資金に充てることができます。そのうえ、その保険金は、一定の要件のもとに法定相続人1人当たり500万円までの非課税枠があり、大半を納税資金に充当することができます。

そこで、納税資金対策として生命保険（終身保険を選択することが基本です。）を充当する場合には、実質的に生命保険金の受取人は「税務署長」と考えることができます。

このように死亡保険金を相続税の納税資金と割り切って考えることができれば、大きなリスクとコストを伴う相続税対策を回避することができるかもしれません。

そのため、相続税の納税資金として活かす生命保険の保険料は、将来納税する相続税を保険会社を通じて前払いしていることと同様であるといえます。